

# 草津市公報

発行日 令和5年10月1日  
 (毎月1・15日発行)  
 発行番号 第 17 号  
 発行所 草津市役所  
 草津市草津三丁目13番30号  
 電話番号(代)077-563-1234

## 目次

### ◎ 告 示

草津市子ども・若者ケアラーヘルパー派遣モデル事業実施要綱(子ども家庭・若者課) ..... 1  
 生活保護法第49条の規定に基づく医療扶助のための医療担当機関の指定について(生活支援課) ..... 2  
 生活保護法第49条の規定に基づく医療扶助のための医療担当機関の指定について(生活支援課) ..... 3  
 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく医療支援給付のための医療担当機関の指定について(生活支援課) ..... 3  
 生活保護法第49条の規定に基づく医療担当機関の指定廃止の届出について(生活支援課) ..... 3  
 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく医療担当機関の指定廃止の届出について(生活支援課) ..... 3  
 公示送達について(税務課) ..... 4

### ◎ 公 告

草津市立水生植物公園みずの森指定管理者の募集について(公園緑地課) ..... 5  
 草津市ロクハ公園等指定管理者の募集について(公園緑地課) ..... 5  
 都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告(開発調整課) ..... 5  
 条件付一般競争入札について(契約検査課) ..... 6  
 都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告(開発調整課) ..... 8  
 都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告(開発調整課) ..... 9

### ◎ 議 会 規 則

草津市議会傍聴規則の一部を改正する規則 ..... 9

### ◎ 選挙管理委員会告示

50分の1、6分の1および3分の1の数について ..... 10  
 選挙運動に関する支出額の制限額について ..... 10  
 草津市議会議員一般選挙において当選人となった者の住所および氏名について ..... 11

# 告 示

草津市告示第219号

草津市子ども・若者ケアラーヘルパー派遣モデル事業実施要綱を次のとおり制定する。

令和5年9月6日

草津市長 橋 川 渉

草津市子ども・若者ケアラーヘルパー派遣モデル事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っているおおむね18歳までの子ども・若者（以下「児童」という。）がいる家庭に対し、ヘルパーを派遣し、家事、育児等に関する支援を行うことにより、児童およびその家庭の負担軽減を図ることを目的として、草津市子ども・若者ケアラーヘルパー派遣モデル事業（以下「事業」という。）の実施に関し必要な事項を定める。

(実施主体)

第2条 事業の実施主体は、草津市とする。ただし、事業の一部を社会福祉法人その他事業目的の達成に資すると認める者（以下「委託事業者」という。）に委託して行うことができる。

(事業の対象)

第3条 事業の対象は、市内に居住し、本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っている、または行っていると疑われると市が認める児童がいる家庭（以下「支援家庭」という。）とする。

(事業の内容)

第4条 事業の内容は、支援家庭への家事および育児に関する援助（以下「サービス」という。）で、別表に掲げるものとする。

(他制度の優先利用の原則)

第5条 介護保険法（平成9年法律第123号）、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）等による訪問介護、居宅介護その他の公的サービス（以下「他制度」という。）と、事業による支援の内容が重複する場合は、他制度の利用を優先する。

(事業の実施等)

第6条 市長は、支援家庭でヘルパー派遣が必要と認められた家庭（以下「派遣対象家庭」という。）に対して派遣を決定する。

2 前項の決定にあたっては、関係機関が協議するもの

とする。

3 第1項により派遣を決定したときは、派遣対象家庭からヘルパー派遣同意・誓約書（別記様式第1号。以下「同意・誓約書」という。）の提出を求めるものとする。

4 前項の同意・誓約書が提出されたときは、派遣対象家庭にヘルパー派遣（決定・変更・取消）通知書（別記様式第2号。以下「派遣決定通知書」という。）により派遣の決定を通知するものとする。

5 前項の派遣の決定について、内容を変更し、または決定を取り消す場合は、事前に電話等により連絡を行い、派遣決定通知書により通知するものとする。

(サービスの制限)

第7条 サービスの制限については、次の各号に掲げるものとする。ただし、市長が必要と認めたときはこの限りでない。

(1) サービスを行う時間数は、1回のサービスにつき2時間以内とし、月8時間までとする。

(2) サービスの回数は、1日2回までとする。

(3) サービスの利用時間帯は、午前7時から午後7時までとする。

(委託料)

第8条 市長は、委託によるヘルパーを派遣したときは、1時間当たり3,000円を当該委託事業者に支払うものとする。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、事業に関し必要な事項は、別に定める。

付 則

この要綱は、令和5年9月6日から施行する。

別表（第4条関係）

サービス区分	内容
1 家事に関するもの	ア 食事の準備、片付け イ 衣類の洗濯、補修 ウ 居室等の掃除、整理整頓 エ 生活必需品の買い物 オ 家事に関する簡易な相談助言 カ その他必要と認める家事援助 (庭木の手入れ、草むしりおよび屋外の清掃・整頓等を除く。)
2 育児に関するもの	ア 家庭の児童の世話 イ 育児に関する簡易な相談助言 ウ その他必要と認める育児援助
3 その他	その他必要な支援

別記  
様式第1号(第6条第3項関係)

### ヘルパー派遣同意・誓約書

私は、家事および育児に関する援助を行うヘルパーの派遣について同意します。  
なお、派遣を受けるにあたっては、下記の事項に同意します。

- ・派遣の実施に必要な世帯の個人情報を草津市が派遣事業者およびヘルパーに対して、または派遣事業者およびヘルパーが草津市に対して提供すること
- ・派遣の決定にあたり、世帯の課税状況等について、関係機関に照会し、閲覧すること
- ・利用規約を遵守し、利用規約が守られない場合はヘルパーの派遣が取り消されること

特記事項
------

年 月 日

草津市長 宛

住所 草津市

氏名(申請者)

(児童名)

電話番号

FAX番号

#### ヘルパー派遣事業利用規約

- 目的  
この規約は、ヘルパー派遣の実施について、本事業を利用する家庭(以下「利用者」という。)が遵守すべき必要事項を定める。
- 派遣の内容  
ヘルパー派遣事業者(以下「派遣事業者」という。)に依頼する内容は、家事および育児に関する援助(以下「サービス」という。)で、市が決定した内容のみとする。
- サービス利用に関するもの
  - サービスを行う時間数は、市が決定した範囲内とする。
  - 利用者は、事前に派遣事業者と日程および時間の調整を行うものとする。
  - サービスの利用日は、原則平日とし、12月29日から翌年の1月3日までの間はサービスの利用はできない。
  - サービスの利用時間帯は、原則午前7時から午後7時までの間とする。
  - 利用者は居宅においてサービスを利用する間のヘルパーの駐車場を確保すること。
  - 移動を伴うサービスについて、原則、徒歩または公共交通機関を利用するものとし、その際のヘルパーにかかる交通費については利用者が負担するものとする。
  - 児童のみが在宅する時間にサービス利用が必要な場合は、児童と同居する児童の養育者は、別途養育者不在時のサービス利用にかかる同意書の提出を必要とする。
- 利用の中止、変更等
  - 利用者の都合により、サービスをキャンセルする場合は事前に、派遣事業者へ連絡をするものとする。
  - 利用者および子どもの体調不良等やむをえない事由がある場合を除き、当日キャンセルが発生した場合は以降のサービスを中止する場合がある。
  - 利用者は、支援の内容やヘルパーに関して変更を求める場合は、市に申し出ることができる。
  - 利用者の故意または重大な過失により、派遣事業者もしくはヘルパーの生命・身体・金品・信用を傷つけることなどにより、サービスが継続しがたい事情が発生した場合はサービスを中止する場合がある。

※ 「平日」とは、土曜日、日曜日および国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日以外の日をいう。

様式第2号(第6条第4項関係)

発 第 号  
年 月 日

様

草津市長

ヘルパー派遣( 決定 ・ 変更 ・ 取消 ) 通知書

ヘルパーの派遣について、次のとおり通知します。

#### 1 派遣事業者

所在地	〒		
名称	(フリガナ)		
連絡先	電話	FAX	担当

#### 2 派遣サービスの内容

区分	家事に関するもの	育児に関するもの
サービスの内容(変更後を含む)	ア 食事の準備、片付け イ 衣類の洗濯、補修 ウ 居室等の掃除、整理整頓 エ 生活必需品の買い物 オ 家事に関する簡易な相談助言 カ その他必要と認める家事援助 (庭木の手入れ、草むしりおよび屋外の清掃・整頓等を除く。)	ア 家庭の児童の世話 イ 育児に関する簡易な相談助言 ウ その他必要と認める育児援助
	(その他)	
決定の有効期間		
特記事項		
取消の場合の理由		

<注意事項> サービスの実施日時について、派遣事業者と調整してください。

草津市	担当:	電話	-	FAX	-
-----	-----	----	---	-----	---

(令和5年9月6日掲示済み)

#### 草津市告示第221号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条の規定に基づき、医療扶助のための医療を担当する機関として、次のものを指定したので、同法第55条の3第1号の規定により告示する。

令和5年9月8日

草津市長 橋川 渉

名称	所在地	指定年月日
いちえ薬局草津店	草津市草津3丁目4-14	令和5年8月1日

(令和5年9月8日掲示済み)

## 草津市告示第222号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定に基づき、医療扶助のための医療を担当する機関として、次のものを指定したので、同法第55条の3第1号の規定により告示する。

令和5年9月8日

草津市長 橋 川 渉

名称	所在地	指定年月日
医療法人いうら皮ふ科クリニック	草津市追分南一丁目1-14	令和5年5月1日

(令和5年9月8日掲示済み)

## 草津市告示第223号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によることとされる生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定に基づき、医療支援給付のための医療を担当する機関として、次のものを指定したので、法第14条第4項においてその例によることとされる生活保護法第55条の3第1号の規定により告示する。

令和5年9月8日

草津市長 橋 川 渉

名称	所在地	指定年月日
医療法人いうら皮ふ科クリニック	草津市追分南一丁目1-14	令和5年5月1日

(令和5年9月8日掲示済み)

## 草津市告示第224号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定に基づき、医療を担当する機関として指定したもののうち、次のものから同法第50条の2の規定に基づく廃止の届出があったので、同法第55条の3第2号の規定により告示する。

令和5年9月8日

草津市長 橋 川 渉

名称	所在地	廃止年月日
いうら皮ふ科クリニック	草津市追分南一丁目1-14 えんビル1F	令和5年4月30日

(令和5年9月8日掲示済み)

## 草津市告示第225号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によることとされる生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定に基づき、医療を担当する機関として指定したもののうち、次のものから廃止の届出があったので、法第14条第4項においてその例によることとされる生活保護法第55条の3第2号の規定により告示する。

令和5年9月8日

草津市長 橋 川 渉

名称	所在地	廃止年月日
いうら皮ふ科クリニック	草津市追分南一丁目1-14 えんビル1F	令和5年4月30日

(令和5年9月8日掲示済み)

草津市告示第226号

公示送達について

次の書類は、その送達を受けるべき者の居所等が不明で送達不能につき、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公示送達する。

送達すべき書類は、草津市総務部税務課に保管しており、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

令和5年9月13日

草津市長 橋川 渉

1 送達すべき書類

国民健康保険税当初賦課納税通知書、国民健康保険税更正・決定通知書

2 送達を受けるべき者の氏名および住所 別紙のとおり

3 上記の書類については、令和5年9月20日に送達があったものとみなす。

国民健康保険税当初賦課納税通知書

連番	発送先宛名	発送先住所	賦課年度	課税年度分
1	東 由佳	滋賀県草津市東矢倉二丁目15番5号	令和5年度	令和5年度分
2	太田 英司	大阪府守口市大日町2丁目19番3-102号	令和5年度	令和5年度分
3	大比賀 光樹	滋賀県草津市東草津三丁目16番7号ハイツ高樋 306号	令和5年度	令和5年度分
4	西村 勉	滋賀県草津市岡本町2番地1	令和5年度	令和5年度分
5	FANG HAOZHE	滋賀県草津市野路東五丁目13番7-1209号梨桃Ⅲ番館	令和5年度	令和5年度分
6	LI PEIYUE	滋賀県草津市野路東二丁目2番12-405号ドームトゥリィ南草津	令和5年度	令和5年度分
7	DU KUNXIN	滋賀県草津市野路九丁目1番40-1108号グッドライフ南草津Ⅰ	令和5年度	令和5年度分
8	中島 美波	滋賀県草津市野路六丁目10番10-101号ブチメゾン	令和5年度	令和5年度分
9	WANG MENGYAO 汪 梦瑶	滋賀県草津市東矢倉二丁目5番24-604号アメニティ草津	令和5年度	令和5年度分
10	青木 紀明	滋賀県草津市矢倉二丁目4番25号	令和5年度	令和5年度分
11	西原 竜	滋賀県草津市西草津一丁目8番30号	令和5年度	令和5年度分
12	近藤 秀行	滋賀県草津市木川町1230番地66	令和5年度	令和5年度分
13	執行 健太郎	滋賀県草津市西洪川一丁目11番7-103号ビューラー西洪川	令和5年度	令和5年度分
14	塩見 由佳	滋賀県草津市平井四丁目4番22号	令和5年度	令和5年度分
15	瀧路 晋吾	滋賀県草津市西洪川一丁目11番24-307号アウルコート草津	令和5年度	令和5年度分

国民健康保険税更正・決定通知書

連番	発送先宛名	発送先住所	賦課年度	課税年度分
1	山西 美穂	滋賀県草津市南笠東三丁目16番10号	令和5年度	令和5年度分
2	伊庭 陽子	米国	令和5年度	令和5年度分
3	駒井 景子	滋賀県草津市東草津二丁目9番33-403号プリムヴェール	令和4年度	令和4年度分
4	池上 昌弥	神奈川県茅ヶ崎市東海岸南5丁目3番63号プレシャスト・SC棟103	令和5年度	令和5年度分

(令和5年9月13日掲示済み)

## 公 告

## 公 告

草津市立水生植物公園みずの森指定管理者の募集  
について

草津市公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成17年草津市条例第2号）第3条に基づき、草津市立水生植物公園みずの森指定管理者を募集する。

令和5年9月4日

草津市長 橋 川 渉

- 1 管理を行う公の施設の名称および所在地  
草津市立水生植物公園みずの森（草津市下物町）
- 2 指定管理者が行う管理の基準および業務の範囲  
別紙「草津市都市公園（水生植物公園みずの森）指定管理者募集要項」のとおり
- 3 指定管理者の資格等  
別紙「草津市都市公園（水生植物公園みずの森）指定管理者募集要項」のとおり
- 4 指定の期間  
令和6年4月1日から令和11年3月31日まで
- 5 申請の方法  
別紙「草津市都市公園（水生植物公園みずの森）指定管理者募集要項」のとおり
- 6 当該公の施設の前年度における利用者数、決算その他運営状況  
別紙「草津市都市公園（水生植物公園みずの森）指定管理者募集要項」のとおり
- 7 その他市長が必要と認める事項  
別紙「草津市都市公園（水生植物公園みずの森）指定管理者募集要項」のとおり

（令和5年9月4日揭示済み）

## 公 告

草津市ロクハ公園等指定管理者の募集について

草津市公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成17年草津市条例第2号）第3条に基づき、草津市ロクハ公園等指定管理者を募集する。

令和5年9月4日

草津市長 橋 川 渉

- 1 管理を行う公の施設の名称および所在地  
・草津市都市公園（草津市追分七丁目他）  
「但し野村公園、弾正公園、水生植物公園みずの森、草津川跡地公園（区間2）、草津川跡地公園（区間5）を除く。」  
・草津市立ロクハ公園駐車場（草津市追分七丁目）  
・草津市児童遊園（草津市渋川一丁目他）
- 2 指定管理者が行う管理の基準および業務の範囲  
別紙「草津市ロクハ公園等指定管理者募集要項」のとおり
- 3 指定管理者の資格等  
別紙「草津市ロクハ公園等指定管理者募集要項」のとおり
- 4 指定の期間  
令和6年4月1日から令和10年3月31日まで
- 5 申請の方法  
別紙「草津市ロクハ公園等指定管理者募集要項」のとおり
- 6 当該公の施設の前年度における利用者数、決算その他運営状況  
別紙「草津市ロクハ公園等指定管理者募集要項」のとおり
- 7 その他市長が必要と認める事項  
別紙「草津市ロクハ公園等指定管理者募集要項」のとおり

（令和5年9月4日揭示済み）

## 公 告

都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了  
公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項の規定に基づく開発行為に関する工事の完了届に対し、同条第2項の規定に基づき、次のとおり検査済証を交付した。

令和5年9月7日

草津市長 橋 川 渉

開発許可を受けた者の住所・氏名	開発区域の名称	面積	検査済証	
			交付年月日	番号
大津市南志賀四丁目3番1号 谷 健三	草津市山寺町字谷田441 番4 外1筆	211.50㎡	R5.9.7	1691

(令和5年9月7日掲示済み)

公 告

条件付一般競争入札を施行するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6の規定に基づき次のとおり公告する。

令和5年9月8日

草津市長 橋 川 渉

1 工事概要等

- (1) 契約番号 5051-070
- (2) 工事名 常盤団地C棟長寿命化工事（建築）
- (3) 工事場所 草津市志那中町
- (4) 工事概要 大規模改修工事  
規模 PC造 4階建て（24戸）  
建築面積 334.28㎡  
延床面積 1337.11㎡  
内容 給排水管更新、断熱改修、住戸内段差解消、ユニットバス設置、給湯設備設置、手摺り設置、その他附帯工一式

- (5) 工事期間 契約締結日から令和6年9月27日まで

- 2 予定価格 206,724,000円（税抜き）
- 3 最低制限価格 設定する。（事後公表）
- 4 入札方法 地方自治法、草津市契約規則および関係諸法令に基づき執行する。  
また、電子入札とし、草津市電子入札システムを用いて行う。

5 入札の参加希望に関する事項

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てをしている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）または民事再生法

- （平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをしている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (3) 公告日から入札執行日までの間において、草津市建設工事等の指名停止等に関する基準（平成14年6月1日制定）第2条および第3条に基づく指名停止の措置期間中でないこと。
- (4) 次に掲げる本工事に係る設計業務等の受託者でないこと、および当該受託者と資本または人事面において関連がある建設業者でないこと。  
草津市北大萱町590  
土野池建築設計事務所  
なお、「当該受託者と資本または人事面において関連がある建設業者」とは、次のアまたはイに該当する者である。  
ア 当該受託者の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し、またはその出資の総額の100分の50を超える出資をしている建設業者  
イ 建設業者の代表権を有する役員が当該受託者の代表権を有する役員を兼ねている場合における当該建設業者
- (5) 草津市が発注する建設工事等についての契約に係る一般競争入札および指名競争入札に参加する者に必要な資格等に関する要綱（平成13年草津市告示第189号）に基づき、令和5年度において建築一式工事（建築一式工事業）部門に登録されている者であること。
- (6) 上記(5)のうち、草津市建設工事等指名競争入札参加者格付基準に基づく令和5年度の格付けにおいて、建築一式工事（建築一式工事業）部門のAランクとして格付けされている者であること。
- (7) 次の基準を満たす現場代理人および主任技術者を当該工事に配置すること。  
ア 現場代理人は、主任技術者の職責を兼ねること

ができる。

イ 主任技術者は、1級建築施工管理技士または、これと同等以上の資格を有する者であること。なお、「これと同等以上の資格を有する者」とは、一級建築士の免状を有する者または国土交通大臣もしくは建設大臣が1級建築施工管理技士と同等以上の能力を有すると認定した者であること。

ウ 主任技術者は、監理技術者（監理技術者資格者証を有している者）とし、併せて監理技術者講習修了証または監理技術者講習修了証明書も有していること。

エ 主任技術者（監理技術者）は、雇用者と直接かつ恒常的な（入札日において3か月以上）雇用関係があること。

#### 6 設計図書等の配布

- (1) 配布期間 令和5年9月8日午前9時から令和5年10月12日午後5時まで
- (2) 配布方法 草津市電子入札システムの入札情報公開システムより入手すること。

#### 7 設計図書等に対する質疑

- (1) 受付期間 令和5年9月8日午前9時から令和5年9月22日午後5時まで
- (2) 受付場所 草津市役所契約検査課
- (3) 受付方法 電子メールとする。提出時には必ず着信確認を行うこと。  
E-mail keiyaku@city.kusatsu.lg.jp
- (4) 様式 別紙様式1を用いること。
- (5) 回答日・回答方法 令和5年9月29日午前9時より、草津市電子入札システムの入札情報公開システムによる公開および契約検査課窓口縦覧にて行う。  
なお、回答に対する再質問については受け付けない。

#### 8 入札書等の提出

- (1) 入札書受付期間 令和5年10月13日午前9時から令和5年10月16日午後5時まで
- (2) 提出の方法 草津市電子入札システムにより提出すること。
- (3) 紙入札による参加 草津市電子入札心得第4条に基づき行うこと。
- (4) 提出書類等

入札参加者は、次に定める書類を入札書に添付して、草津市電子入札システムにより送信すること。紙入札による場合も添付すること。添付がない場合や書類が不鮮明で内容の確認ができない場合は失格とする。また、再申請は認めない。

ア 条件付一般競争入札参加資格確認申請書および誓約書（別紙様式2）

イ 最新の経営規模等評価結果通知書総合評定値通知書の写し

ウ 建築一式工事業に係る特定建設工事業の許可を有している者であることが確認できるものの写し

エ 主任技術者（監理技術者）の一級建築士免許証の写し、1級建築施工管理技士であることを証明する1級技術検定合格証明書の写しまたは国土交通大臣もしくは建設大臣が1級建築施工管理技士と同等以上の能力を有すると認定した者の認定証の写し

オ 主任技術者（監理技術者）の監理技術者資格者証（両面）の写し

カ 主任技術者（監理技術者）の監理技術者講習修了証の写しまたは監理技術者講習修了証明書（講習修了履歴）の写し

キ 主任技術者（監理技術者）の健康保険被保険者証の写し等雇用者との直接かつ恒常的な（入札日において3か月以上の）雇用関係が確認できる資料

ク 見積内訳書

- (5) 添付ファイルの容量は、3メガバイトまでとする。

#### 9 開札

- (1) 開札日時 令和5年10月17日 午前9時30分から
- (2) 開札場所 草津市役所契約検査課

#### 10 落札者の決定方法

予定価格および最低制限価格を設定していることから、開札後、その価格の範囲内の最低価格応札者から入札参加資格要件を満たしているかを審査し、入札参加資格要件を満たしていない場合には、次順位者から順次審査を行い、適格者が確認できるまで行うものとする。

また、次に説明する積算疑義申立て手続き完了後に落札決定をするものとする。

#### 11 積算疑義申立て手続きに関する事項

- (1) 積算疑義申立者 本工事の入札参加資格要件を満たした入札参加者に限る。
- (2) 積算疑義申立方法 草津市建設工事の積算疑義申立て手続きに関する取扱要領により行う。

#### 12 入札の無効

- (1) 草津市契約規則（平成6年草津市規則第10号）第14条の規定に該当する入札は無効とする。
- (2) 入札に必要な資格に虚偽の申請を行った者の入札は無効とする。
- (3) 草津市電子入札心得に違反した入札は無効とする。

- 13 契約条項を閲覧する場所  
草津市総務部契約検査課
- 14 現場説明 無 入札参加希望者において現地  
の状況を熟知しておくこと。
- 15 入札保証金 免除 ただし、落札者が契約を締結  
しないときは、入札金額の100  
分の5に相当する金額を違約金  
として徴収する。
- 16 前金払 可 草津市建設工事執行規則（平  
成9年草津市規則第13号）によ  
り行う。
- 17 中間前金払 可 草津市建設工事執行規則によ  
り行う。
- 18 部分払 可 草津市建設工事執行規則によ  
り行う。
- 19 契約保証金 要 落札金額の10%以上の契約保  
証金を納付すること。ただし、  
保証事業会社の保証、金融機関  
の保証、公共工事履行保証証券  
による保証を付した場合または  
履行保証保険を締結した場合、  
契約保証金の納付を免除する。
- 20 議会の議決の要否 要 議会の議決を要する契約  
であるため、議決を得るま  
では仮契約とし、議決を得  
た後に本契約に移行するも  
のとする。
- 21 その他必要事項
  - (1) 申請書および資料の作成ならびに入札参加に係る  
費用は、入札参加希望者の負担とする。
  - (2) 共同企業体での参加は認めない。
  - (3) 上記5(7)の配置予定技術者は、3者まで申請可能  
とする。
  - (4) 草津市電子入札心得を熟読のこと。
  - (5) 郵便等による入札および電報による入札は、取り  
扱わない。
  - (6) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額  
に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した  
金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、そ  
の端数を切り捨てた金額）をもって落札金額とする  
ので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか  
免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望  
金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載す  
ること。
  - (7) 落札者は、落札決定の通知を受けた日から、10日  
以内に契約書を提出しなければならない。
  - (8) 落札者の決定から契約締結（仮契約締結後に本契

約とする場合は、本契約とした時点）までの間にお  
いて、当該落札決定者が草津市建設工事等の指名停  
止等に関する基準（平成14年6月1日制定）第2条  
および第3条に基づく指名停止を受けた場合は、当  
該契約を締結しない。

(9) 公正な入札が確保できない、または、できなかつ  
たと思慮される場合は、入札を中止または落札決定  
による予約を解除することがある。

(10) 予定価格超過の入札および最低制限価格未満の入  
札は失格とする。

22 入札に関する問い合わせ先

草津市総務部契約検査課 電話 077-561-2307  
(直通)

(令和5年9月8日揭示済み)

公 告

都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公  
告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項の  
規定に基づく開発行為に関する工事の完了届に対し、同  
条第2項の規定に基づき、次のとおり検査済証を交付し  
た。

令和5年9月11日

草津市長 橋 川 渉

開発許可を受けた者の住所・氏名	開発区域の名称	面積	検査済証	
			交付年月日	番号
草津市片岡町164番地88 高坂 由紀子	草津市片岡町字上ツブ 田163番6 外2筆	392.24㎡	R5.9.11	1692

(令和5年9月11日掲示済み)

#### 公 告

都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公  
告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項の  
規定に基づく開発行為に関する工事の完了届に対し、同  
条第2項の規定に基づき、次のとおり検査済証を交付し  
た。

令和5年9月14日

草津市長 橋 川 渉

開発許可を受けた者の住所・氏名	開発区域の名称	面積	検査済証	
			交付年月日	番号
草津市矢倉二丁目8番56号 山本 道夫	草津市矢倉二丁目字金 池200番2 外9筆	1,963.65㎡	R5.9.14	1693

(令和5年9月14日掲示済み)

## 議会規則

草津市議会傍聴規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年9月15日

草津市議会議長 中 嶋 昭 雄

#### 草津市議会規則第2号

草津市議会傍聴規則の一部を改正する規則

草津市議会傍聴規則（平成10年草津市議会規則第1号）の一部を次の表のように改正する。

(下線部分は改正部分)

改正後	改正前
第1条～第8条 <現行どおり> (傍聴人の守るべき事項) 第9条 傍聴人は、傍聴席にあるときは、静粛を旨とし、次の事項を守らなければならない。 (1)～(3) <現行どおり> (4) 飲食 ( <u>体調管理のための水分補給を除く。</u> ) または喫煙しないこと。 (5)～(6) <現行どおり> 第10条～第13条 <現行どおり>	第1条～第8条 <省略> (傍聴人の守るべき事項) 第9条 傍聴人は、傍聴席にあるときは、静粛を旨とし、次の事項を守らなければならない。 (1)～(3) <省略> (4) 飲食または喫煙しないこと。  (5)～(6) <省略> 第10条～第13条 <省略>

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

(令和5年9月15日揭示済み)

### 選挙管理委員会告示

草選委告示第38号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項および第75条第1項ならびに市町村の合併の特例に関する法律（平成16年法律第59号）第4条第1項および第5条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の50分の1の数、同法第4条第11項および第5条第15項に規定する選挙権を有する者の総数の6分の1の数ならびに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の3分の1の数は、令和5年9月2日現在において、次のとおりである。

令和5年9月2日

草津市選挙管理委員会  
 委員長 馬 場 敏 一

- 50分の1の数 2,243人
- 6分の1の数 18,686人
- 3分の1の数 37,372人

(令和5年9月2日揭示済み)

草選委告示第39号

令和5年9月10日執行の草津市議会議員一般選挙における公職選挙法（昭和25年法律第100号）第194条の規定による選挙運動に関する支出金額の制限額は、次のとおりである。

令和5年9月2日

草津市選挙管理委員会  
 委員長 馬 場 敏 一

制限額 4,540,400円

(令和5年9月2日揭示済み)

## 草選委告示第40号

令和5年9月10日執行の草津市議会議員一般選挙において、当選人となった者の住所および氏名は、次のとおりである。

令和5年9月11日

草津市選挙管理委員会  
委員長 馬 場 敏 一

当選人となった者の住所および氏名 別紙のとおり

当選人となった者の住所および氏名

住 所	ふりがな	氏
滋賀県草津市東矢倉二丁目14番15号	たなか しおり	田中 詩織
滋賀県草津市大路三丁目4番62号	どい こうすけ	土肥 浩資
滋賀県草津市岡本町1462番地71	にしがき かずみ	西垣 和美
滋賀県草津市北山田町922番地15	よこえ まさのり	横江 政則
滋賀県草津市南草津プリムタウン三丁目1番地5-407 Favor Court 南草津	せんなり たかし	先成 俊士
滋賀県草津市上笠二丁目9番4-3号	のむら ともこ	野村 友子
滋賀県草津市志那町427番地2	なかじま あきお	中嶋 昭雄
滋賀県草津市下笠町1705番地	やまもと ひろかず	山元 宏和
滋賀県草津市野路二丁目17番12号	おの もとつぐ	小野 元嗣
滋賀県草津市平井二丁目6番18号	いぶき たつろう	伊吹 達郎
滋賀県草津市東草津一丁目4番48号	たなか たかはる	田中 香治
滋賀県草津市平井五丁目12番28号	にしむら たかゆき	西村 隆行
滋賀県草津市芦浦町64番地3	いのうえ かおる	井上 薫
滋賀県草津市矢橋町1554番地1	なかじま よしのり	中島 美徳
滋賀県草津市南山田町468番地2	ふじい みえこ	藤井 三恵子
滋賀県草津市笠山三丁目15番5-3号	ふじもと あき	藤本 晶
滋賀県草津市西渋川一丁目15番28号	ふくだ しげお	福田 茂雄
滋賀県草津市矢倉二丁目2番1号	せがわ ひろみ	瀬川 裕海
滋賀県草津市西大路町10番10-A501号 ファミールハイツ草津	えんどう さとる	遠藤 覚
滋賀県草津市駒井沢町268番地1	にしだ つよし	西田 剛
滋賀県草津市矢橋町1252番地5	にしかわ ひとし	西川 仁
滋賀県草津市野路町526番地1	すぎえ のぼる	杉江 昇
滋賀県草津市西大路町8番28-1406号 ユニハイム草津ユトリオやすらぎ館	やぎ よしと	八木 良人
滋賀県草津市青地町930番地4	はっとり としひろ	服部 利比郎

(令和5年9月11日揭示済み)